

放課後児童クラブひとり親家庭利用料支援事業のお知らせ

金沢市では、ひとり親家庭(児童扶養手当受給世帯)の放課後児童クラブ利用料支援を行っています。事業の利用を希望される方は、このお知らせをお読みのうえ申請してください。

1. 対象となる世帯

以下の①、②の両方を満たす世帯

- ① 養育する児童が金沢市内の放課後児童クラブを利用していること
(金沢市からの運営委託料を受けて実施している放課後児童クラブに限ります)
- ② 保護者が児童扶養手当を受給していること

※離婚協議やDV等で配偶者と別居していることを書類で確認でき、所得等の状況が児童扶養手当受給要件と同程度であると判断できる世帯については、本制度の対象となる場合があります。該当すると思われる方は、子育て支援課までご相談ください。

2. 軽減額(児童1人あたり月額)

保護者が負担する放課後児童クラブの利用料について、以下の軽減を行います。

児童クラブ所属 児童の出生順	令和6年度の 市町村民税所得割額	軽減額 (上限額)
1番目	-	3,000円
2番目以降	77,101円未満	10,000円
	77,101円以上	5,000円

※児童の出生順は、保護者が養育する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童のうち、放課後児童クラブ所属児童が、年長者から数えて何番目の児童かで判断します。

※利用料とは、放課後児童クラブの利用に当たって、保護者が毎月定額により放課後児童クラブに支払う料金(基本料)を指します。

※年度の途中に児童扶養手当支給対象となった場合は、手当の支給開始月からこの軽減の対象となります。

※軽減額には各放課後児童クラブが独自に軽減している額を含みます。

3. 申請方法

(1) 提出書類

「児童クラブひとり親家庭支援事業支援対象資格認定申請書 兼 同意書」(以下「申請書」という)申請書を以下のURL 又は QRコード(このお知らせの最下部に記載)からダウンロードして、必要事項を記入の上、所属先の児童クラブへ提出してください。

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kosodateshienka/gyomuannai/1/1/22216.html>

(2)提出締切

令和6年4月26日(金)

※締切後であっても、年度の途中で新たに申請の必要が生じた場合は、令和7年2月末まで申請を受け付けますので、各児童クラブへご相談ください。

(3)提出先

各児童クラブ

4. 認定結果について

11月に児童扶養手当の更新がありますので、以下のとおり年2回資格認定を行い、放課後児童クラブを通じて申請者あてに確認結果をお送りします。なお、利用料の軽減に関する事務処理等のため、確認結果は放課後児童クラブにも通知します。

令和6年4月～10月の利用料にかかる確認 7月中旬に通知(予定)

令和6年11月～令和6年3月の利用料にかかる確認 11月上旬に通知(予定)

5. 軽減方法

2に記載の額が放課後児童クラブの月額利用料から軽減されます。所属する放課後児童クラブにより軽減の方法(月額の減額や既に支払った額の返金など)や時期が異なりますので、詳細は各児童クラブにお問い合わせください。

※毎月児童クラブに支払っている利用料から既に2の軽減額以上の額が減額されている場合は、月額の変更や返金がない場合がありますが、この場合もこの申請は必要です。

6. お願いとご注意

制度の対象となる条件(児童扶養手当、前年所得、世帯構成等)の変化があった場合は、認定内容が変更となることがありますので、必ず児童クラブへ報告をお願いします。なお、遡って変更になる場合などは、既に受けた軽減額の返金や利用料の追納が必要となることがありますのでご注意、ご了承ください。

【申請書ダウンロード用 QR コード】



担当

金沢市こども未来局子育て支援課

電話 (076) 220-2285

FAX (076) 220-2360

E-mail kosodate@city.kanazawa.lg.jp